

静岡県土採取等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第48号

静岡県土採取等規制条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県土採取等規制条例施行規則（昭和51年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(適用除外) 第8条 （略） 2 条例第14条第1項第2号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。 (1)～(18)（略） <u>(19) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可に係る宅地造成工事に伴う土の採取等</u> (20)～(23)（略） 3（略）	(適用除外) 第8条 （略） 2 条例第14条第1項第2号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。 (1)～(18)（略） <u>(19)～(22)</u> （略） 3（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和5年5月26日）から施行する。
- 改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項（改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による許可に係る宅地造成工事に伴う土の採取等に係る改正前の第8条第2項第19号の規定の適用については、なお従前の例による。